

2020年6月24日

従業員のみなさま

担当部署：人事総務部

2020年4月分（5月25日払）の給与における休業手当計算ミスのお知らせとお詫び

2020年4月分（5月25日払）の給与において、一時帰休されている方へ休業手当をお支払いいたしました。その際、下記の通り、未払いとなる計算ミスが判明いたしましたので、お知らせいたしますとともにお詫び申し上げます。

記

1. 休業手当の計算式は以下の通りですが、「直近3ヵ月間の賃金総額」の中に含めるべき通勤手当の一部が含まれておらず、休業手当の支給額に誤りがあることが判明いたしました。

<休業手当>

直近3ヵ月間の賃金総額※ ÷ 総暦日数 × 60% × 休業日数

※給与支払実績が3ヶ月未満の方においては、その在籍期間中における賃金総額を用いて算定。

※給与支払実績がない方においては、本来支払われるべき賃金を用いて推算。

よって、本来ならば2020年4月分（5月25日払）としてお支払いすべきであった上記不足額を、2020年5月分（6月25日払）の「その他手当」にてお支払いさせていただきます。

加えて、2020年1月以降に入社された方で、通勤手当の申請がない一部の方を中心に、人事総務部にて現住所から就業場所までの通勤手当を算定のうえ、2020年4月分の通勤手当として、2020年5月分（6月25日払）の「通勤費調整」にてお支払いさせていただきます。

従業員のみなさまへは多大なご心配とご迷惑をお掛けしたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが起こらぬよう、再発防止に万全を期してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上